

はじめに

山形県の沖合海面では、漁業者が様々な漁業を営み生活の糧としています。そして、豊かな海づくりのために、漁場の整備や栽培漁業、資源管理型漁業が推進されています。

山形県の沖合海面には、漁業と遊漁の調整や漁場利用を巡るトラブルの未然防止のために設けられた規制があり、海面利用のルール作りが行われています。

海は、漁業者にとってはかけがえのない生産活動の場であるという認識の上に立って、安全に、ルールを守って遊漁やレクリエーションを楽しんでください。

【用語の説明】

- ◎「山形県の沖合海面」とは、山形・秋田両県県境から真方位 292 度線と、山形・新潟両県県境から磁針方位 WNW（西北西）線で分けられる海域のことをいいます。
- ◎「漁場の整備」として、魚礁施設（コンクリートブロックや鋼材等の耐久性構造物）や産卵礁、保護育成礁、増殖施設の設置を行っています。
- ◎「栽培漁業」として、ヒラメ、クロダイ、アワビ等の放流を行っています。
- ◎「資源管理型漁業」として、漁業者は平成元年から、ヒラメ、マダイ、マガレイ、シロギス、イワガキなどを対象に、漁具・漁法の制限や禁漁期間・区域の設定を行い、水産資源保護に取り組んでいます。また、平成 27 年からは、クロマグロの資源管理が全国的に始まりました。
- ◎「採捕」とは、自然の状態にある水産動植物を採取捕獲する行為のことをいいます。
- ◎「遊漁」とは、調査や試験研究のための採捕を除いた、営利を目的としないで水産動植物を採捕する行為のことをいい、趣味で行う釣りや磯でのカニ捕りなども遊漁に含まれます。また、「遊漁者」とは、遊漁を行う者のことをいいます。
- ◎「漁業法」とは、令和 2 年 1 2 月 1 日施行の改正漁業法のことをいいます。

1 遊漁・海面利用の基本的ルール

○ルールの体系図



○漁業法・水産資源保護法

漁業法は、水面で魚などをとったりすることについて、水面を誰にどう使わせるかを決め、漁業の生産力の発展を図ることを主な目的とする法律です。ほかには、水産動植物の繁殖保護を図り、漁業生産力を増大させることを目的とする、水産資源保護法もあります。

○漁業の種類

- **漁業権漁業**：特定の水面で特定の漁業を営むことができる権利で、共同漁業・区画漁業・定置漁業の3つの種類があります。
- **許可漁業**：漁業権漁業では認められていないため、農林水産大臣や県知事の許可がなければ営むことのできない漁業で、「底びき網漁業」や「ごち網漁業」がその代表です。

- **自由漁業**：漁業権や許可を必要とせず、漁業者が自由に営むことができる漁業で、「一本釣り漁業」がその代表です。

○漁業権

古くから、漁村の人々が地先水面で、アワビ、サザエ、海藻などを利用する権利が認められてきました。このような昔からの海の利用秩序は、漁業権に引き継がれています。

また、漁業法第77条には、「漁業権は物権とみなし、土地に関する規定を準用する。」と規定されており、漁業権の内容を妨害する行為に対しては物権的請求権として妨害排除請求権が認められています。

なお、漁業権に基づき営まれている漁業以外に、許可漁業や自由漁業によっても漁業が営まれています。

- **共同漁業権**：漁業権漁業の一つで、一定地区の漁業者が一定水面を共同に利用して漁業を営む権利で、海岸線に沿った沿岸域のほとんどに設定されていて、その中で「採貝・採藻漁業」、「小型定置漁業」、「さし網漁業」、「かご漁業」などが行われています。
- **漁業権侵害**：漁業法第195条には、漁業権又は漁協組合員の漁業を営む権利を侵害した者は、100万円以下の罰金に処するとあります。共同漁業権の対象となっている水産動植物を採捕したり、漁業権の内容と同じ漁具・漁法によって採捕をしたり、漁場に設置されている漁具を壊したり、定置漁業の妨害をしたりする

と、漁業権の侵害として訴えられ罰せられることがありますので、充分注意してください。

○山形県漁業調整規則

漁業調整規則は、漁具漁法の制限や体長等の制限、禁止期間、禁止区域などのルールを定めるもので、この規則に違反すると罰金等が科されます。

○山形海区漁業調整委員会と委員会指示

- **海区漁業調整委員会**：漁業法では、漁場の利用に関して、海で生活している漁業者が中心となって決めていくこととなっており、海区漁業調整委員会が、海区内の漁場の利用について民主的に決定するシステムがとられています。
- **委員会指示**：水産動植物の繁殖保護など漁業調整のために遊漁者を含む関係者に対して、水産動植物の採捕などに関する指示をすることができます。

具体的には、漁具漁法の制限や禁止区域などが指示されます。指示に従わない者には、県知事から指示に従うように命令がなされ、命令に従わない場合は、罰則が適用されます。

2 遊漁に関するルール

楽しいはずの海のレジャーが、知らなかったことで罪に問われたりしないようにルールを理解しましょう。

(1) 漁具・漁法の制限

○遊漁者が使用できる漁具・漁法は、次の4つです。

① ^{さお}竿釣及び手釣

② たも網及び^{さで}叉手網※

※ 叉手網とはすくい網のひとつで、二本の竹を交差させるなどし、これに袋状の網を張ったもの。

③ やす※1（船を使用しないものに限る）※2

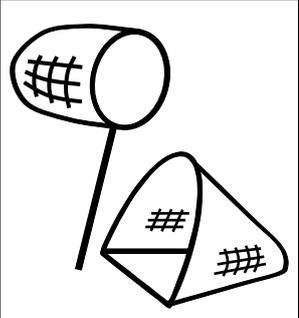
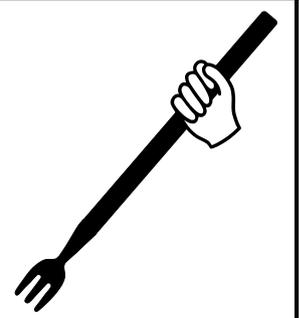
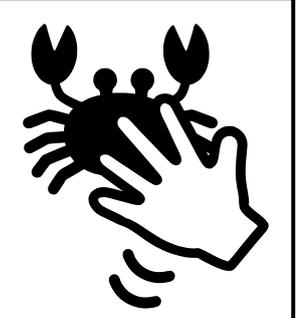
※1 「やす」とは、目的物を突き刺して採捕する漁具の一種で、漁獲物を突き刺す先端部と柄が固着しており、柄を手を持って目的物を突き刺すもの。弓、鉄砲、投射器等を用いて投射して目的物を突き刺す「もり類」は使用不可。柄の末端にゴムひもが付いている場合は、ゴムひもの弾力を用いて目的物を突き刺したときに柄が掌中から離れていないものは、やすの範囲に入る。

※2 移動手段として船・ゴムボート等を使用し、船から降りて取る場合も禁止。

④ 徒手採捕（手づかみ）

＜山形県漁業調整規則による＞

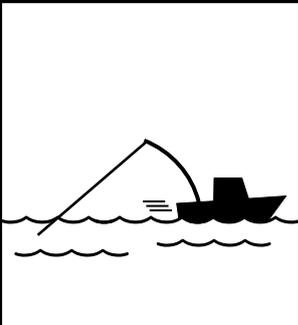
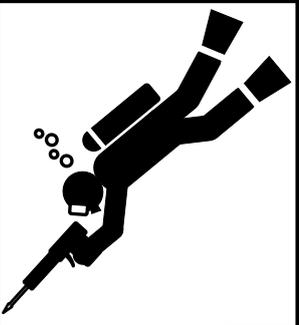
・使用してよい漁具

			
○手釣・竿釣	○たも網・叉手網	○やす※	○徒手採捕

※上記※1・2を参照

前記の①～④に該当しないものは規則違反です。例えば、曳釣（トローリング）、投網、は具（ボールやドライバーなど、貝類を採捕する道具の総称）、潜水器（スキューバを含む）や水中銃に類するものを用いて水産動植物を採捕すること、水中に電流を流して水産動物を採捕することなど。

・使用してはいけない漁具（例）

			
× 曳 釣	× 投 網	× は 具	× 潜水器・水中銃

○ハタハタを採捕する場合、12月1日から翌年1月31

日までは、次の漁具・漁法が禁止されています。

① たも網

② 空釣り※

※空釣りとは、ギャング針（ハゲ掛け）等を使用した引っ掛け釣りのこと。

③ 産卵基質（杉の葉など）を使用した集魚

＜山形海区漁業調整委員会指示による＞

(2) 採捕が禁止されている水産動植物

あわび・なまこ採捕禁止！



漁業法の改正により
密漁対策が強化され、
「あわび」・「なまこ」を
とることは禁止されました。

- 施行日：令和2年12月1日～
- 対象魚種：あわび、なまこ
- 対象者：全ての人
(漁業許可、漁業権等に基づく採捕を除く)
- 適用海域：全ての海域
(酒田港、鼠ヶ関マリーナの漁業権が無い区域を含む)
- 罰 則：3年以下の懲役
又は3,000万円以下の罰金

違法に採捕されたことを知りながら、これらを運搬し、保管し、取得し、又は処分の媒介・あっせんをした者に対しても同様の罰金が科せられます。

※詳しいルールについては、
山形県庄内総合支庁水産振興課の
HPで確認してください。



○次の水産動植物は共同漁業権の対象になっているため、

遊漁者は採捕することはできません。

てんぐさ、えご、わかめ、のり、あらめ、あおさ、
もずく、いぎす、ほんだわら、しかな、うみそうめん
さざえ、かき、いがい、にしがい

うに、たこ、餌虫 <漁業法・漁業権による>

※酒田港や鼠ヶ関港の漁業権が無い区域内で上記の水産動植物を採捕することは漁業権の侵害には該当しませんが、遊漁者が使用できる漁具・漁法は、竿釣及び手釣、たも網及び叉手網、やす（船を使用しないものに限る）、徒手採捕に限られ、は貝などを使用することは規則違反になります。

※あわび・なまこについては、漁業法により遊漁者はすべての海面においてとることが禁止されたため、上記には記載していません。

※漁業権が無い区域については、山形県庄内総合支庁水産振興課のHPで確認してください。



(3) 体長等の制限

○水産資源保護のため、漁業者も含めた全ての人は、次の水産動植物は採捕できません。

さけ ※ ます	体長 18 センチメートル以下
はたはた	体長 6 センチメートル以下
まだい ちだい	体長 6 センチメートル以下
はたはたの放産した卵（ブリコ）	採捕、所持、販売の禁止
あわび ※	殻長 10 センチメートル以下
か き ※	殻長 8 センチメートル以下
さざえ ※	殻蓋長径 2.5 センチメートル以下
あわび ※	9月1日～11月30日は殻長に関係なく採捕禁止

＜山形県漁業調整規則による＞

※さけを河川などの内水面で採捕することは、水産資源保護法で禁止されています。

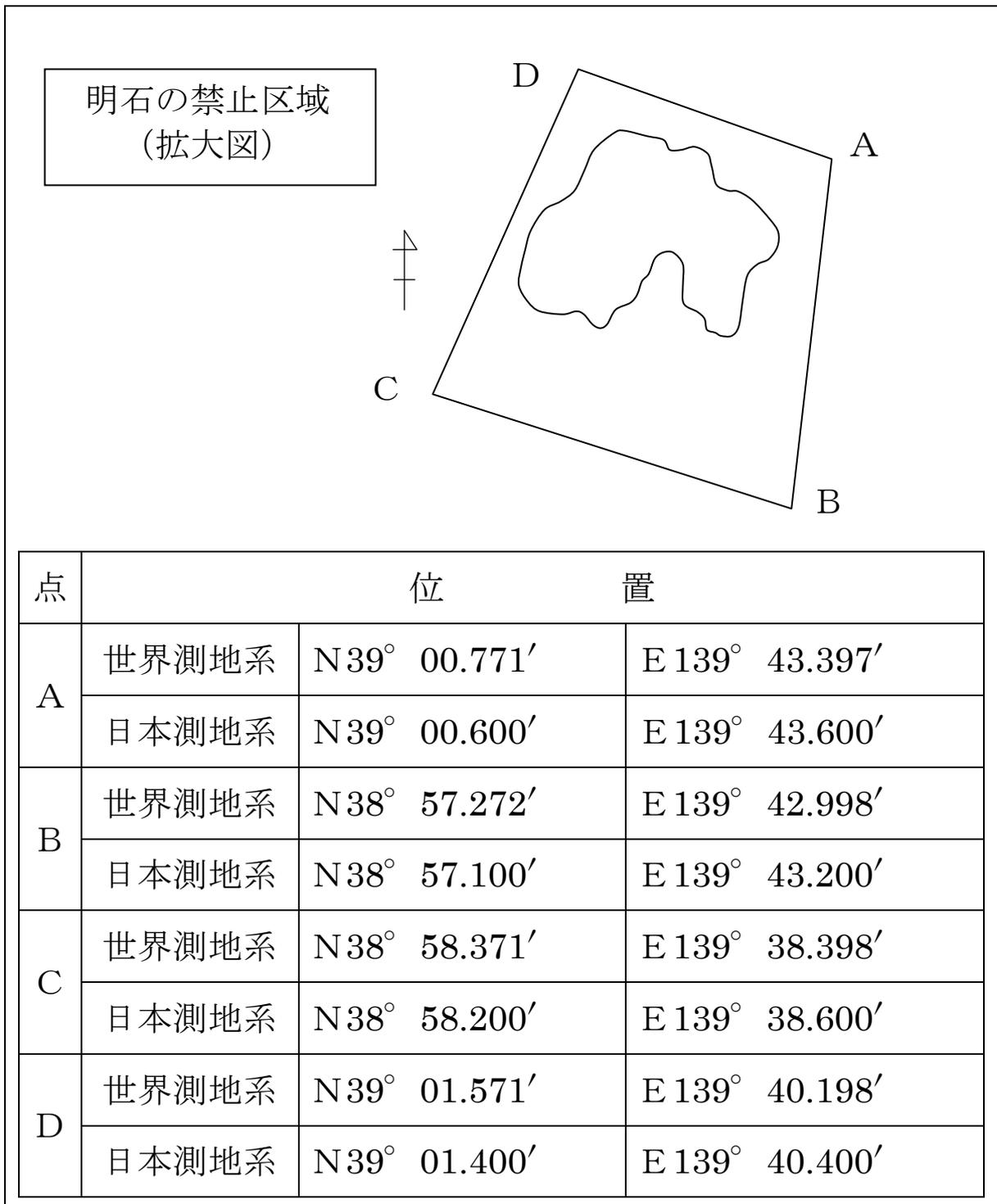
※あわびは漁業法で禁止されているため、殻長に関係なく、遊漁者は採捕することはできません。

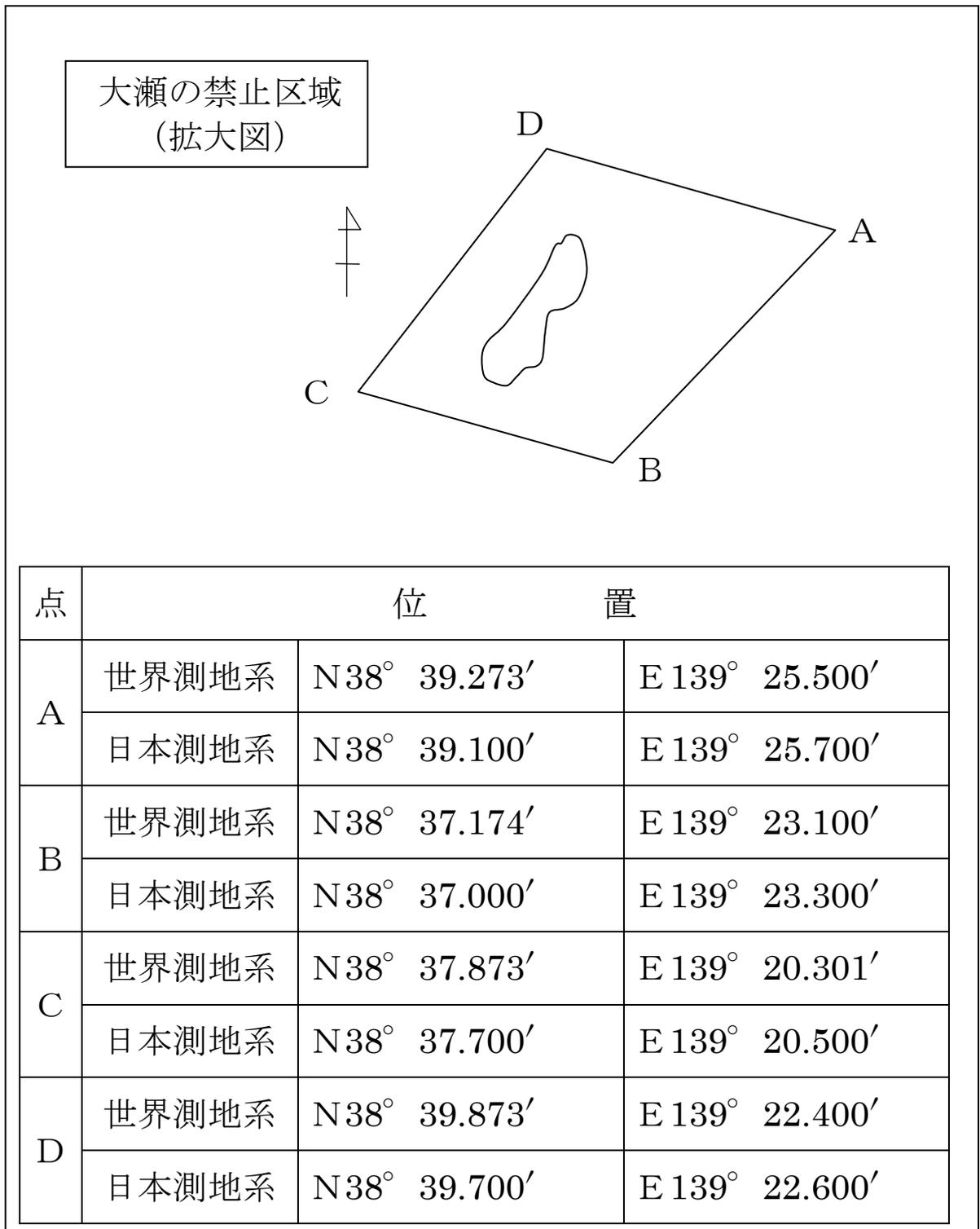
※かき、さざえは共同漁業権の対象になっているため、殻長等に関係なく、遊漁者は採捕することはできません。

(4) 試験研究等の適用除外

山形県漁業調整規則で禁止されている内容について、試験研究、教育実習または増殖用の種苗供給のため、漁業権を免許されている県漁協の同意と知事の許可を受け、特別に採捕を行っている場合があります。

(5) 遊漁の禁止区域





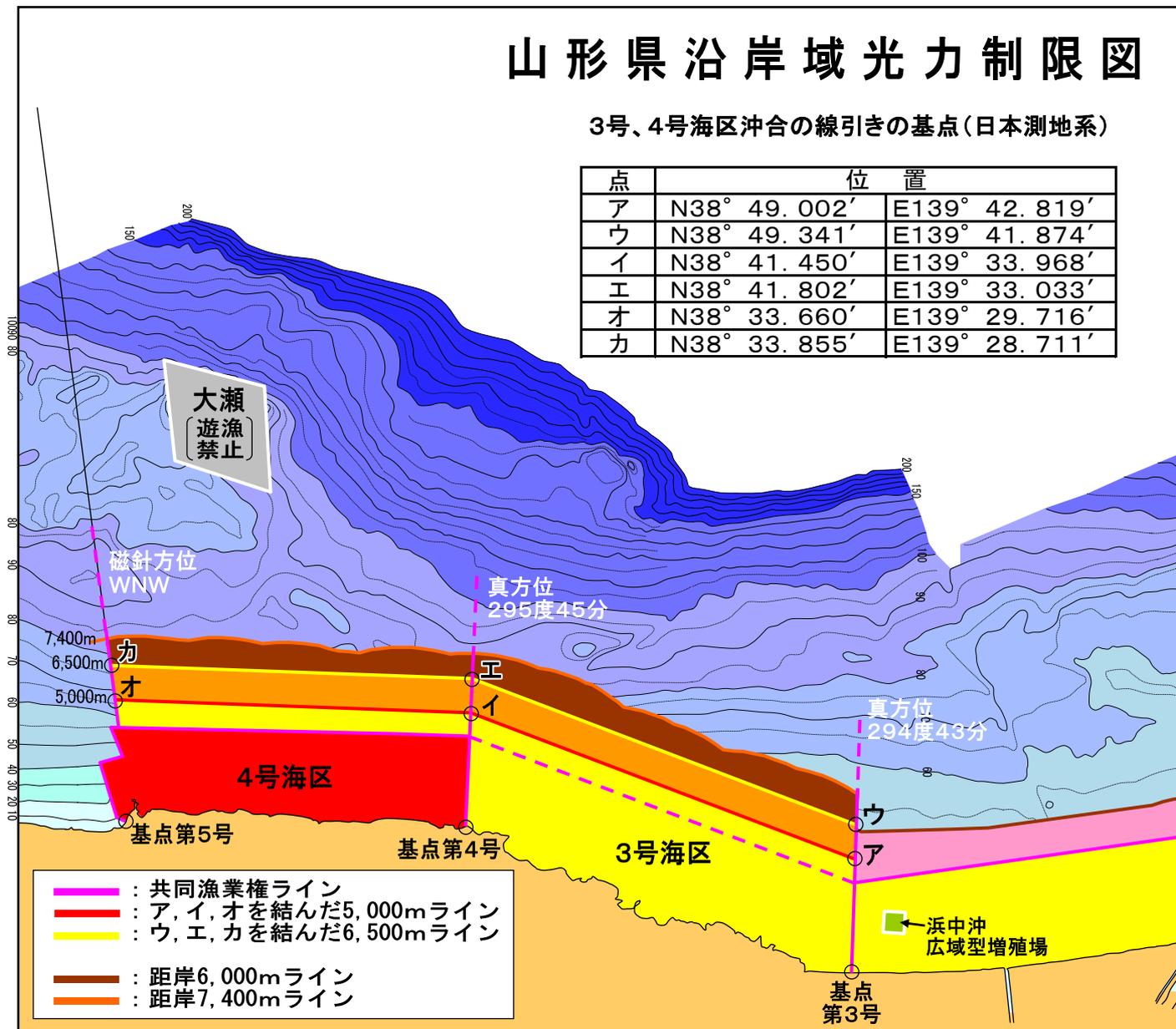
＜山形海区漁業調整委員会指示による＞

(6) 遊漁の光力制限

山形県沿岸域光力制限図

3号、4号海区沖合の線引きの基点(日本測地系)

点	位置	
ア	N38° 49.002'	E139° 42.819'
ウ	N38° 49.341'	E139° 41.874'
イ	N38° 41.450'	E139° 33.968'
エ	N38° 41.802'	E139° 33.033'
オ	N38° 33.660'	E139° 29.716'
カ	N38° 33.855'	E139° 28.711'



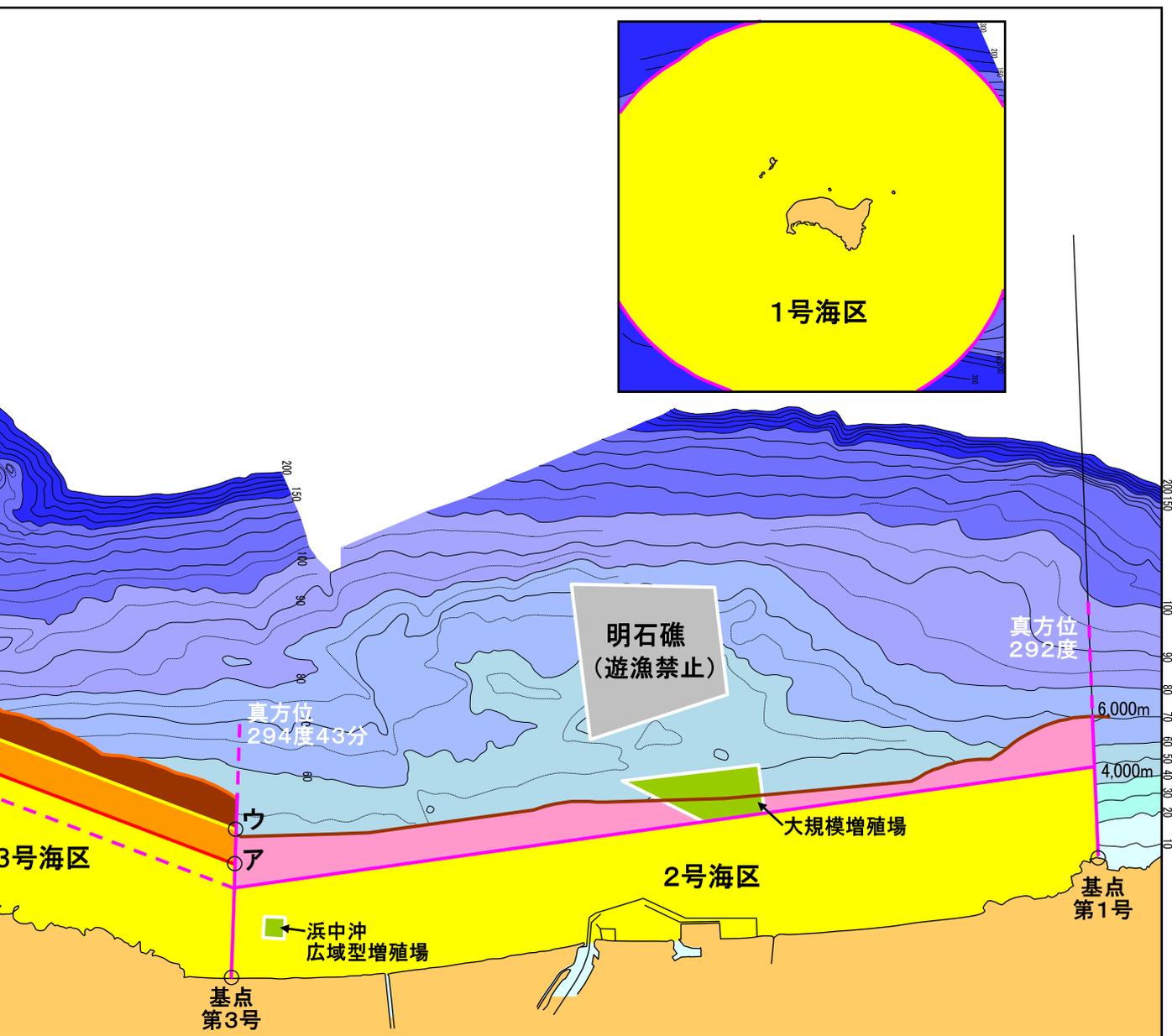
3、4号海区

- : 4号海区共同漁業権内火光釣禁止
- : 3、4号海区沖合5,000mまでハロゲン10kw以下
- : 3、4号海区沖合5,000~6,500mハロゲン10kw以下、ただし7月~12月は30kw以下
- : 3、4号海区沖合6,500~7,400mハロゲン30kw以下

【お願い】

遊漁にかかる光力制限の図面は、
山形県のホームページ（海区漁業調整委員会）
で確認してください。





1、2号海区

- : 1、2号海区共同漁業権内ハロゲン10kw以下
- : 2号海区沖合6,000mまでハロゲン又はメタハラ10kw以下

* 電球は特に記載がない場合を除き、水中灯1個以内、船上灯3個以内 (ただし、3号海区及びその沖合海域は電球の個数制限なし)

* 左記以外の区域は、ハロゲン又はメタハラ30kw以下
電球の個数制限なし
* 文中の「ハロゲン」は、ハロゲンランプを含む白熱灯及びメタルハライドランプを除く放電灯のこと

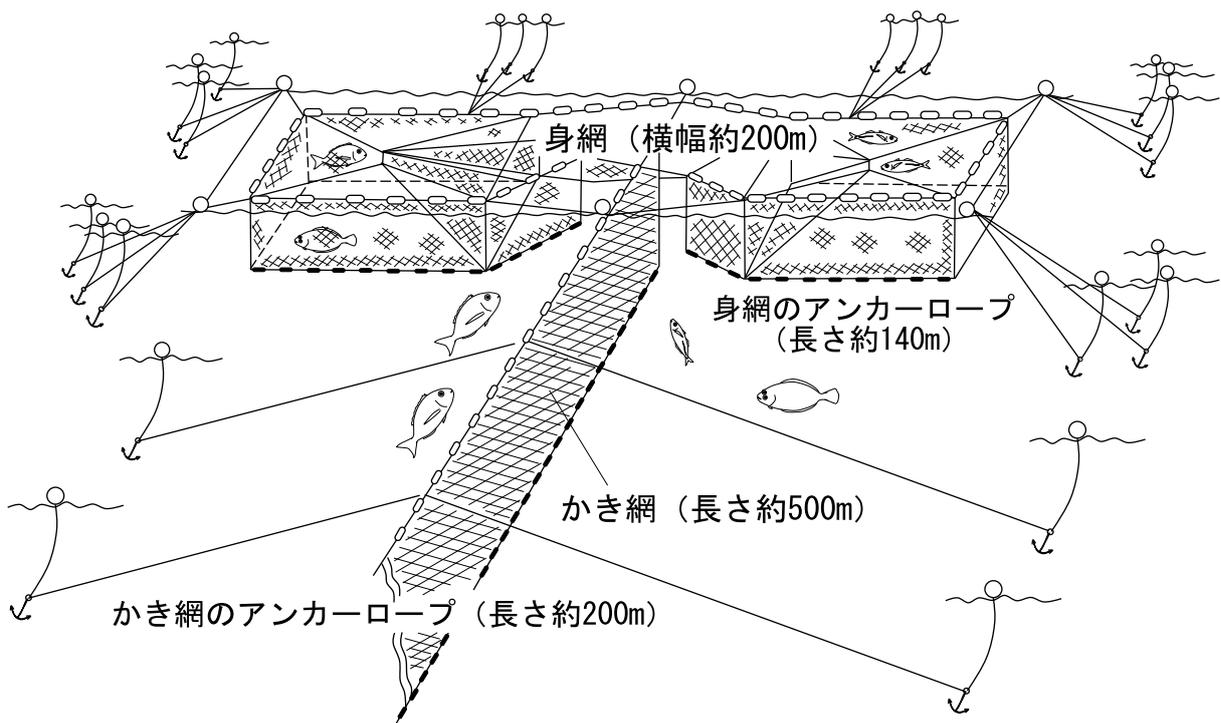
〈山形海区漁業調整委員会指示による〉

(7) 小型定置漁業の保護区域

山形県の地先海面における第二種共同漁業（小型定置漁業）の保護区域が、次のとおり定められています。

さけ・ぶり 小型定置漁業	かき網の左右各200m及び身網の周囲100m以内の海面
いか 小型定置漁業	かき網の左右各55m及び身網の周囲45m以内の海面
はたはた 小型定置漁業	
あじ・たなご 小型定置漁業	

保護区域内において定置漁業以外の行為によって、魚道を遮断し又は魚群を散逸させる行為及び保護区域内外において漁具を利用して船を固定するなど、漁具に接触する行為は禁止されています。〈山形海区漁業調整委員会指示による〉



各アンカーロープは定置網を固定するため、多数設置されています。

海にはこれら小型定置漁業の漁具以外にも、さし網漁業の漁具や、はえなわ漁業の漁具なども設置されている場合があります。目印となるボンデンや浮玉には近づかないようにしましょう。

3 遊漁に関するマナー

海は、多種多様な生物を育み、多くの恵みを与えるかけがえのない自然環境です。この自然環境を次の世代にも引き継ぐため、ゴミを持ち帰ることはもちろん、海の様々なマナーについても守りましょう。

(1) まき餌

県によっては「まき餌」を禁止しているところもありますが、山形県では禁止していません。しかし、過剰な「まき餌」は海や磯場に悪影響を与えると考えられ、悪臭の原因にもなります。磯場で「まき餌」を使用するときは次のことに配慮してください。

- ◎ 必要以上に持ち込まない、使わない。
- ◎ 残餌は持ち帰る。
- ◎ 港内、人工のり付け場（岩のり等が育つように、岩場をコンクリートで平らにならしてあるところ）においては極力使用しない。
- ◎ 港内においては砂などの堆積物は使用しない。

(2) 豊かな海づくり

山形県では「栽培漁業」として、ヒラメやアワビなどの種苗生産を行っており、県内各地に放流しています。

また、「資源管理型漁業」として漁業者は網漁具の目合拡大などの自主規制により、小型魚の保護を行っております。

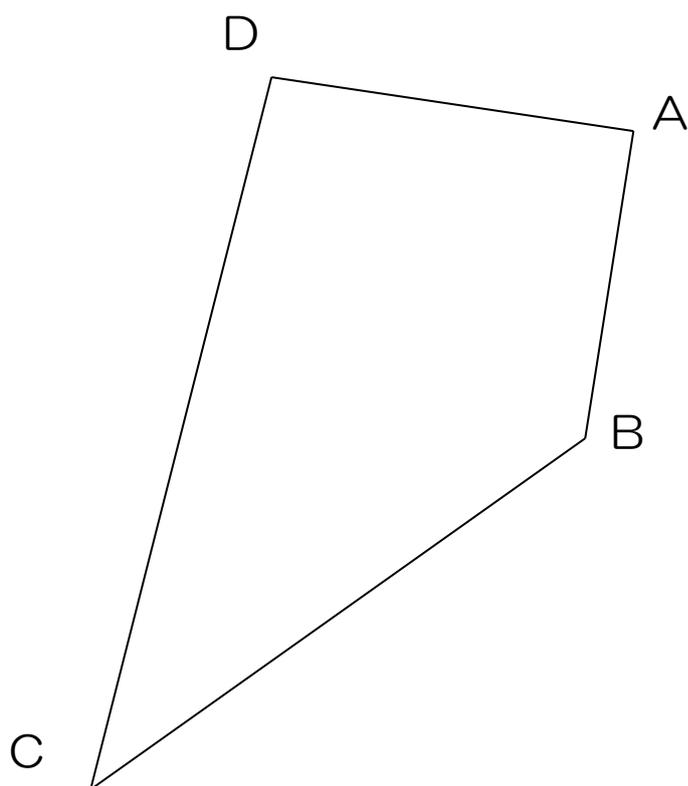
○山形県漁業協同組合では小型魚保護のため、以下のとおり荷受制限を行っております。

まだい・ちだい	全長 15 センチメートル以下
まがれい	全長 17 センチメートル以下
き す	全長 12 センチメートル以下
はたはた	全長 15 センチメートル以下
ひらめ	全長 30 センチメートル以下

※遊漁者の皆さんも、小型魚保護にご協力ください。

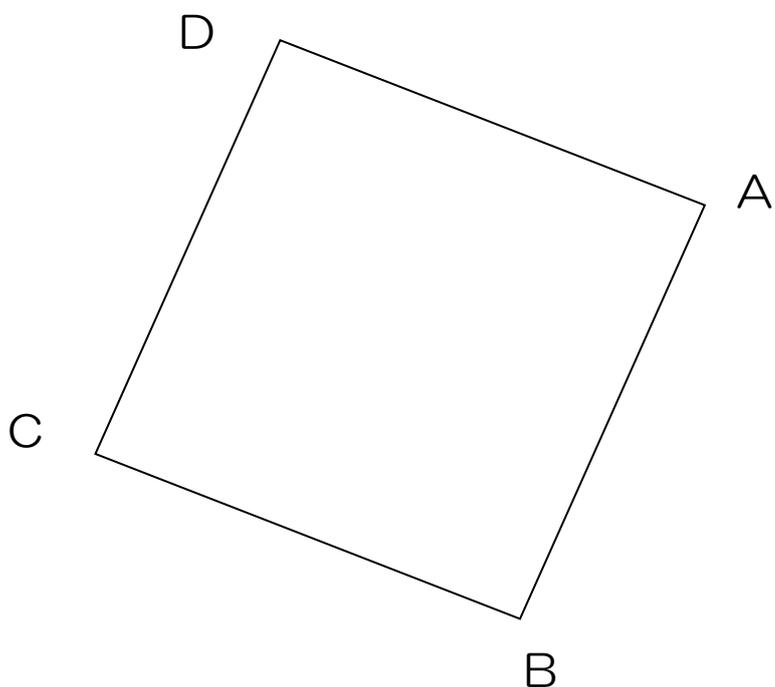
「増殖場」の海域は、マダイやヒラメなどの幼稚魚育成、保護を図るために造成された場所です。小型魚保護の観点から、遊漁者の皆さんも、酒田沖の大規模増殖場と、浜中沖の広域型増殖場では、釣りをご遠慮ください。

酒田沖の大規模増殖場(この区域での遊漁はご遠慮ください)



点	位 置		
A	世界測地系	N 39° 00.302'	E 139° 47.347'
	日本測地系	N 39° 00.13'	E 139° 47.55'
B	世界測地系	N 38° 59.252'	E 139° 47.007'
	日本測地系	N 38° 59.08'	E 139° 47.21'
C	世界測地系	N 38° 57.602'	E 139° 44.537'
	日本測地系	N 38° 57.43'	E 139° 44.74'
D	世界測地系	N 39° 00.671'	E 139° 45.717'
	日本測地系	N 39° 00.50'	E 139° 45.92'

浜中沖の広域型増殖場(この区域での遊漁はご遠慮ください)



点	位 置		
A	世界測地系	N 38° 48.983'	E 139° 45.038'
	日本測地系	N 38° 48.81'	E 139° 45.24'
B	世界測地系	N 38° 48.283'	E 139° 44.638'
	日本測地系	N 38° 48.11'	E 139° 44.84'
C	世界測地系	N 38° 48.603'	E 139° 43.738'
	日本測地系	N 38° 48.43'	E 139° 43.94'
D	世界測地系	N 38° 49.293'	E 139° 44.138'
	日本測地系	N 38° 49.12'	E 139° 44.34'

4 遊漁船

(1) 遊漁船業とは

遊漁船業とは、金銭の多寡にかかわらず、営利を目的としてお客さんを船に乗せ、漁場に案内し、釣りなどの方法で魚などの水産動植物をとらせる事業です。磯渡しも遊漁船業に該当します。

遊漁船業を行う場合は、遊漁船業の適正化に関する法律に基づき都道府県への登録が必要です。現在、山形県には120隻程度の遊漁船が登録されています。登録を受けている遊漁船は、船体に「**釣**山形県」の表示がしてあります。また、船内には「遊漁船業者登録票」が掲示しており、有資格者である「業務主任者」の氏名や、「損害賠償措置の保険期間」などが記載されています。

(2) 遊漁船の利用者が遵守すべき事項（例）

- ① 定員を超えての乗船はできません。
- ② 安全を無視した要求は、お断りします。
- ③ 飲酒めいていしている者または船内に多量の酒類を持ち込もうとする者は、乗船をお断りします。
- ④ 遊漁船の運航に関しては、船長の判断に従ってください。
- ⑤ 船内での移動や喫煙、救命胴衣の着用などに関しては、船長の指示に従ってください。
- ⑥ 船内での飲酒は慎んでください。
- ⑦ 磯などからの引き揚げに関しては、船長の指示に従ってください。
- ⑧ 他の釣り客の迷惑になるような行為は慎んでください。
- ⑨ ゴミ箱以外のところにゴミは捨てないでください。

◎万一、落水事故が発生したら 118番通報！

118番通報時に音声通報と合わせて位置情報通知を受信し、海上保安庁の電子地図上に表示させて通報者の所在位置を迅速に把握する緊急時通報位置情報通知システムが導入されています。

- ☆ あわてず、あせらず、体力の消耗を防ぎ救助を待つ。
- ☆ クーラーボックスなどの浮力の強いものにつかまる。

◎救命胴衣の着用義務化について

船舶職員法及び小型船舶操縦者法改正に伴い、小型船舶の船室外の甲板上では、原則として全ての乗船者に救命胴衣を着用させることが船長の義務になりました。（平成30年2月1日～）

○救命胴衣の着用効果

海中転落等で漂流中は、体温の低下を防ぐことが生存時間をより長くするポイントです。救命胴衣を着用することは、泳ぐというエネルギー消費防止に有効だけでなく、オレンジ色で目立つため捜索船などに発見されやすくなります。

<10℃の水中で軽装の大人の生存時間>

救命胴衣の着用	動作	生存時間（時間）
なし	あえぎながら泳ぐ	1.5
なし	立泳ぎ	2.0
なし	泳ぐ	2.0
有り	静かに浮いている	2.7
有り	浮力の強いものにつかまって、静かに浮いている	4.0

5 遊漁の関連情報

(1) 海難事故の防止

遊漁者の人身事故が後を絶ちません。岩場から足をすべらせたり、高波にさらわれてしまったりする例がほとんどです。危険な場所や「立入禁止」区域には近づかないことが第一ですが、次のことにも注意してください。

① 出かける際には、事前に天気予報を確認するとともに、家族などに帰りの予定時刻を知らせましょう
《海上保安庁が提供している沿岸域情報提供システム（MICS）は、スマートフォンからも見るできるようになりました》

② 磯釣りの際は滑り止めのついたブーツやフローティングベストを、船釣りでは救命胴衣を着用しましょう

③ できるだけ複数人で行動し、単独行動は避けましょう

④ 周りの釣り人との安全な距離を確保しましょう

⑤ 海況の変化（水平線の変化など）に注意するとともに、濡れている岩や消波ブロックは避けるようにしましょう

⑥ 万一来に備え、ロープなどの救命用具を携帯しましょう

船釣りの場合は、次のことにも注意してください。

⑦ 出航前にエンジンや燃料の残量などを点検しましょう

⑧ 見張りを怠らず、周りの船舶との安全な距離を確保しましょう（相手がよけるだろうという思い込みは危険です）

⑨ 網漁具や釣漁具の仕掛けに注意してください

《 もしもに備え、保険に加入しましょう 》

近年、免許や船舶検査が不要なミニボートの利用が増えています。同時に事故も増えています。特に次のことにも、充分注意してください。

- ⑩ 他の船舶から見つけてもらうための目印となる旗を高い位置に掲げましょう（自分は相手の船が見えても、相手の船からは「ミニボートは波に隠れてよく見えない」ということを理解してください）
- ⑪ エンジントラブルに備えて、オールを積み込みましょう
- ⑫ 携帯電話やスマホは防水バックに入れましょう
- ⑬ 航行は概ね岸から1 km、出航地からは2 kmの範囲内にしましょう

危険な行為は事故のもとです。夜間に移動しなければならぬ場合は特に慎重に行動してください。足を踏み外して落水したり、暗闇に紛れてしまい衝突されたりする可能性があります。また、「突風」や「高波」など自然はいつ牙をむいてくるか分かりません。油断は禁物です。

(2) 遊漁者団体など

山形県内の、漁船やプレジャーボートを主体とした遊漁者団体などは次のとおりです。海難事故の防止の講習会などの活動を行っています。

団 体 名	連 絡 先
鶴岡小型船舶安全協会	※
酒田小型船舶安全協会	電話：0234-33-8132
遊佐小型船舶安全協会	※
遊漁船協同組合	電話：0234-31-2838
山形県漁業協同組合	電話：0234-24-5611

※については、山形県庄内総合支庁水産振興課漁業調整担当（電話：0234-24-6046）まで、お問い合わせください。

(3) 豆知識（魚の視軸、朝まずめ・夕まずめ）

- ① 釣りとは魚の視軸…釣りはタナ取りで決まると言われていますが、それはひとえに、魚の視軸にかかっています。視軸というのは、魚がエサに対して、どの方向から一番よく見えるかということです。つまり、上前か、下前か、ということです。

スズキは典型的な上前の魚で、後方や下にあるエサはほとんど無視し、上前の通過するエサのみを追います。メバルやアジも同様です。一方、下前の魚はタイやシロギスなどです。

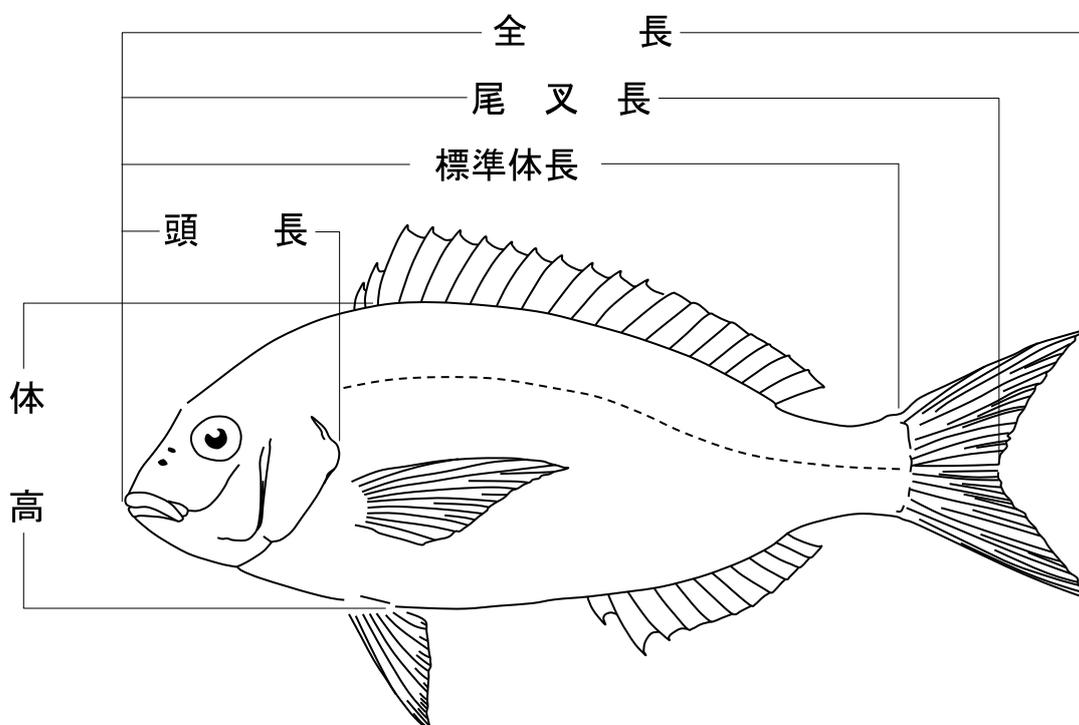
スズキ釣りやメバル釣りでは、タナを底に取ればあまり釣れないし、タイやシロギスでは宙ぶらりんエサを泳がせては、釣果は期待できません。釣果を上げるためには、魚の視軸を意識したタナ取りを意識してみましょう。

- ② 朝まずめ・夕まずめ…朝まずめと夕まずめに魚がよく釣れることは、釣り人なら体験的に知っていることですが、なぜ、朝夕は魚がよく釣れるのでしょうか。それは、食物連鎖が魚の行動に影響しているからです。海の生き物の食物連鎖の基本となるものは植物性プランクトンで、それを動物性が食べ、その動物性プランクトンを魚の幼魚が、幼魚を小魚や中魚が、さらにそれらを大魚が食べるという構図になっています。植物性プランクトンは光合成を行うために日光を求めますが、逆に動物性プランクトンは日光を嫌うので、日中は海底深くに沈んでいます。そのため、海の表層にいる植物性プランクトンを食べる時間は、日光の弱い日の出、日の入りの時間になります。この動物性プラ

ンクトンを追って幼魚や小型魚類も表層近くまで上がり、さらに中型、大型魚も活発にエサを追って上がってくるのです。

なお、曇天の日や海水の濁った日が釣りに良いとされるのも同じ理由で、動物性プランクトンは日中でも日光が弱いと表層に上がってくるため、朝まずめ・夕まずめと同じような状況になるからです。

(4) 魚の大きさの測りかた



(5) 標識の付いた魚を釣った場合

都道府県の栽培漁業センターなどでその一部に標識（文字が書かれたタグのほか、ヒシが切れているなど）を付けて放流し、その魚がどのように回遊しているかを調べています。標識の付いた魚を釣った場合は、魚名、日時、場所、体長、重量をメモし、山形県水産研究所（電話0235-33-3150）までお知らせください。

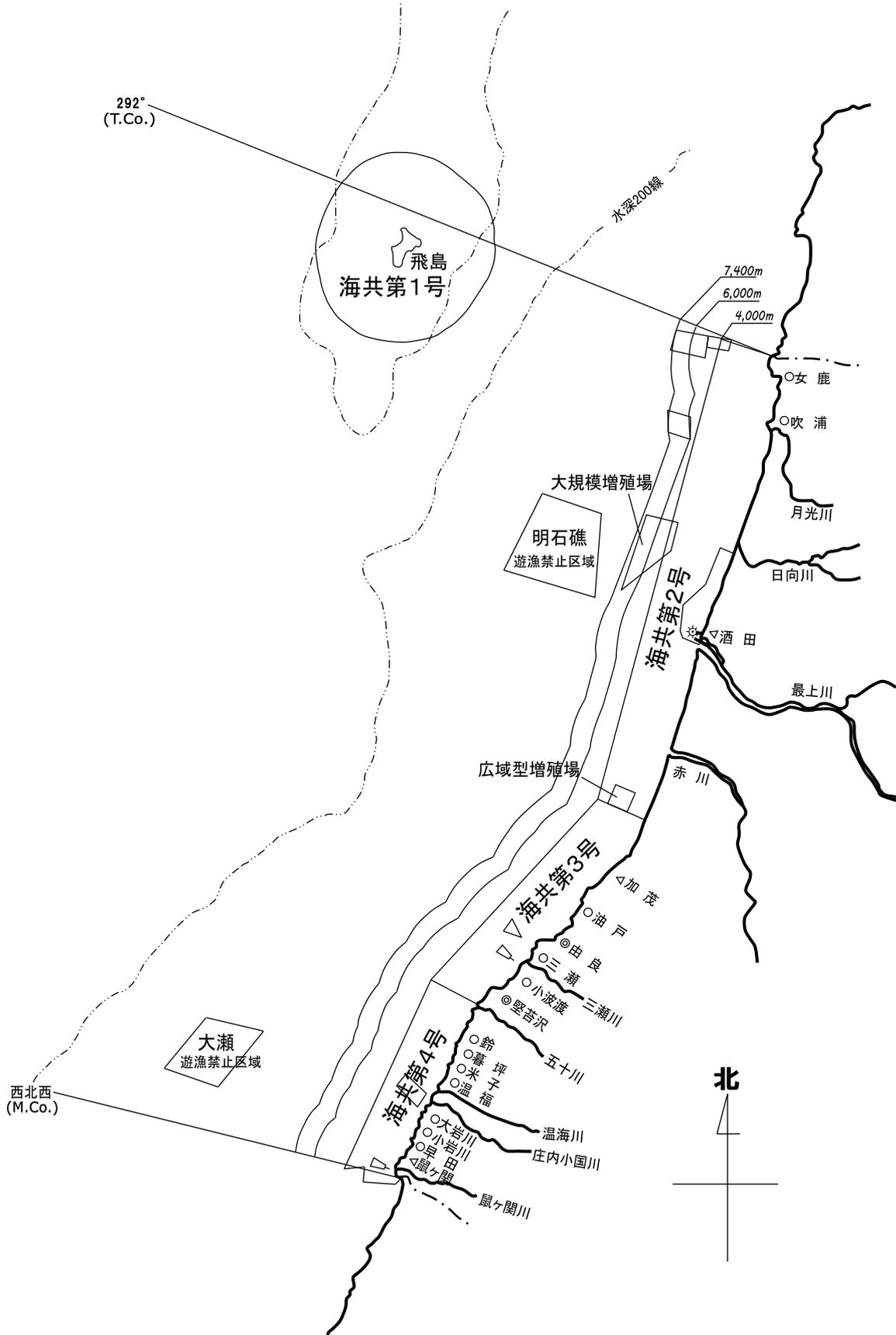
ご協力をお願いします。

(6) 庄内浜の主な釣り魚の名称

和名	地方名称（庄内）
あいなめ	しんじょ しんじょっぺご
あかえい	あがえ（河口付近で釣れる）
あかむつ	のどぐろ むつ
いしがれい	いしがれ
いしだい	たがば ななぎり ななきれ
うすめばる	あがてんこ てんこ あかはちめ
うまづらはぎ	うまづら んまづら
うみたなご	たなご
かたくちいわし	かたくち
かわはぎ	うしづら うし
きつねめばる	まぞい
きゅうせん	しまめぐり べら
ぎんぼ	がじなき のろ がじ かつなぎ
くさふぐ	まめふぐ しなふぐ いそふぐ
くじめ	あぶらこ
くろそい	どご はつめ そい
くろだい	しのこだい（当才） にせ（2才） こうだい（3才） くろで
くろまぐろ	ひらがつ めじ まぐろ
くろむつ	くろのどぐろ
こぶだい	こぶで

和 名	地方名称（庄内）
さより	しょび もじろ もんじろ
さわら	さわら
しろぎす	きす きし
すずき	はねご せいご なかね
ちだい	こで こだい はなだい
ねずみごち	こち めとち めごち
はたはた	はだはだ
ひらめ	べた べたこ まがれ
ぶり	あおこ（当才） いなだ（1～2才） わらさ（3才以上） ぶり（5才以上）
ほっけ	ろうそくほっけ ほっけしんじょ ねほっけ
ぼら	しろめ
まあじ	あじ あじこ
まいわし	いわし
まがれい	くちぼそ くちぼそ ごんた
まさば	さば あお
まだい	あかで て たい
まはぜ	はぜ はんじえ
めじな	くろこ なべわり
めなだ	あがめ ぼら
めばる	てんこ つゆてんこ（6月頃）

(7) 漁場図



遊漁の基本ルールとマナー

【マナー編】



釣り場の自然環境を大切にすることを心掛けてください。空き缶、ビニール袋、エサの残り、釣り針や釣り糸はポイ捨てせず、必ず持ち帰りましょう。



定置網や養殖いけすなどの漁業施設にボートを係留するのはやめましょう。また、港に置かれている漁具には近づかないようにしましょう。



定置網、養殖いけすなどの漁具、操業中の漁船の周囲では釣りをしないようにしましょう。



立ち入りが禁止されている場所には立ち入らないようにしましょう。



小さな魚はリリースし、資源の保護に努めましょう。



節度をわきまえ、必要以上に釣ることは避けましょう。



フグやヒトデなど目当て以外のものが釣れた場合には、陸に放置せず水に戻しましょう。



水産庁：遊漁のルールとマナー～海と川、魚との付き合い方～

<http://www.jfa.maff.go.jp/j/enoki/yugyo/attach/pdf/index-22.pdf>